

再エネの長期電源化及び地域共生に向けた 制度的検討

2023年5月31日
資源エネルギー庁

本日の議題について

- 本WGにおいては、**2022年10月以降の計5回の議論**において、関係団体に対するヒアリングの結果も踏まえつつ、事業規律の強化や既設再エネの最大限の活用策に向けた制度設計について集中的にご議論頂き、その成果を**中間とりまとめ（2023年2月10日）**としてとりまとめた。
- 本日は、中間とりまとめを踏まえて、一層の具体化が必要な以下の論点について、ご議論をいただきたい。
 - 論点①：認定手続の厳格化（認定申請要件関係）**
 - 論点②：自治体との連携強化**
 - 報告：太陽光パネルの大量廃棄に向けた計画的対応**

(※) 中間とりまとめとしてとりまとめた事項のうち、法制上の措置が必要な事項については、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」として、2023年2月28日に閣議決定し、国会でご審議をいただいている。

論点①：認定手続の厳格化（認定申請要件関係）

【中間とりまとめにおける整理】

- 中間とりまとめにおいては、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下①～③の許認可について、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であるため、FIT／FIP認定の申請要件とした。
 - ① 森林法における林地開発許可
 - ② 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
 - ③ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可
- また、風力・地熱発電事業について、法又は条例に基づく環境影響評価手続の対象である場合は、上記の許認可を認定後に取得することを認めるが、認定から3年以内に当該許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行うなど、厳格な対応を行う（※）こととした。

（※）環境影響評価手続の完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価手続終了後であっても今般申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。また、FIT/FIP認定から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。
- さらに、上記の点と併せて、以下の2点がとりまとめられている。
 - ①～③以外の許認可についても、事前の申請要件化を必要に応じて今後検討することを妨げるものではないこと。
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の促進区域と連携し、同法の特性を踏まえ、再エネ特措法の認定申請における手続厳格化の例外として検討を行うべきであること。

(参考) 中間とりまとめ (認定手続の厳格化関係 (抜粋))

再エネの長期電源化及び地域共生に向けた検討事項

1. 土地開発前段階

i. 立地状況等に応じた手続強化

(1) 手続強化の対象となる許認可

災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下の許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であることから、FIT/FIP 認定の申請要件化等の認定手続厳格化を行う必要がある。なお、以下の許認可以外の許認可についても、事前の申請要件化を必要に応じて今後検討することを妨げるものではない。

<再エネ特措法における申請にあたり事前に取得を求める許認可>

- ① 森林法における林地開発許可
- ② 宅地造成等規制法 (改正後は宅地造成及び特定盛土等規制法) の許可
- ③ 砂防三法 (砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法) における許可

こうした認定手続厳格化については、電源毎の実情や関係法令の許認可の手続に配慮しつつ、原則全ての再エネ電源を対象とする。

(参考) 中間とりまとめ (認定手続の厳格化関係 (抜粋))

(2) 関係法令間の手続における整合性への対応

許認可取得を申請段階で求めるにあたっては、安全確保と再エネの導入拡大を両立する観点や、関係法令間の許認可手続における整合性の観点を踏まえた制度設計とする必要がある。

...

このため風力発電事業・地熱発電事業については、開発までのリードタイムの長さや、土地の使用権原を証する書類に関するルールを参考に、法又は条例に基づく環境影響評価手続の対象である場合は、今般新たに申請要件とする許認可を、引き続き認定後に取得することを認めることが適切だと考えられる。

ただし、今般の手続強化が周辺地域の安全に関するものであり、かつ原状回復が著しく困難である許認可を対象としている事に鑑み、こうした案件については、以下の条件を付した条件付き認定を行うこととし、厳格な対処を行うこととする。

- ① 環境影響評価手続の完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価手続終了後であっても今般申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。
- ② FIT/FIP認定から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。

(参考) 中間とりまとめ (認定手続の厳格化関係 (抜粋))

(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律の促進区域との連携

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく地域脱炭素化促進事業制度は、市町村が、再エネ事業の促進区域や事業に求める環境保全の取組等を、自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、当該計画に適合する地域脱炭素化促進事業を認定する仕組みとなっている。

促進区域の設定にあたっては、国や都道府県が設定する環境配慮の基準に従って、地域の自然的社会的条件に応じて環境保全の適正な配慮が確保されるよう所要の検討が行われる。特に、環境保全上の支障の観点から考慮が必要な区域を促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」についても検討が必要である。

加えて、環境保全以外の観点からの社会的配慮・社会的条件についても既存情報や関係行政機関からの情報を踏まえ適切に把握し、考慮することが求められる。

こうした検討を通じて、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされることで、地域や事業者にとっては再エネ発電事業の予見可能性が高められる。このような特性を踏まえ、再エネ特措法の認定申請における手続厳格化の例外として検討を行うべきである。

論点①：認定手続の厳格化（認定申請要件関係）

【追加的論点(1)：①～③以外の許認可について】

- 前記①～③の許認可は災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであり、**周辺地域の安全性への影響**の観点から、**対応の必要性・緊急性が特に高い**ことに鑑みて、今般の措置対象とするもの。
- ①～③以外の許認可についても、当該許認可による保護法益や、事業実施に当たってのリードタイムに与える影響等を総合的に勘案し、認定手続の厳格化の対象とすべき理由が認められる場合は、同様に、その許認可をFIT／FIP認定の申請要件とすることを検討すべきではないか。
- 引き続き、資源エネルギー庁において必要な情報収集を行い、FIT／FIP認定の申請要件として追加すべきと考えられる許認可がある場合には、必要な対応について、本WGにおいて随時議論を行うこととしてはどうか。

論点①：認定手続の厳格化（認定申請要件関係）

【追加的論点(2)：温対法との連携について】

- 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度は、市町村が、再エネ事業の促進区域や事業に求める環境保全の取組等を自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、当該計画に適合する地域脱炭素化促進事業計画を認定する仕組みとなっており、自治体が主導する形で、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされるものとなっている。これを通じて、地域や事業者にとっての再エネ発電事業の予見可能性を高めることができる点を踏まえ、再エネの長期電源化及び地域共生に向けた観点から、再エネ特措法と温対法の連携を加速させることは重要。
- 上記の特性を踏まえ、地域脱炭素化促進事業制度と認定申請における手続厳格化の措置との連携の検討に当たっては、関係省庁と連携しつつ、以下の観点を踏まえた更なる検討が必要ではないか。
 - － 促進区域・地域脱炭素化促進事業制度については、2023年5月時点で、10件の促進区域が設定されているところ。今後、地域共生型再エネの導入を促進するという制度趣旨、制度の活用状況、促進区域と併せて地方公共団体実行計画に位置づけられる事項（促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類・規模、併せて実施する環境保全の取組等）等を踏まえた検討が必要となる。
 - － 温対法に基づくワンストップ化特例により、地域脱炭素化促進事業については、同事業の認定のタイミングと併せて、林地開発許可などの許認可の手続が行われる中で、各手続間の関係性やタイムラインの整理が必要となる。
 - － 市町村が促進区域を設定した場合、当該区域における再エネ導入について一定の合意形成が図られていると考えられることも踏まえ、当該区域における再エネ導入を促進するという観点からも、再エネ特措法と温対法の連携のあり方を、更に検討することが必要となる。

(※) なお、中間とりまとめにおいては、例えば、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度では、既に周辺地域との調整が図られる手続が含まれていることから、当該手続における周知内容が再エネ特措法上の説明会要件等を充足している場合には、柔軟な対応を行い、事業者の事務負担を軽減すること等に積極的に取り組むことをとりまとめたところ。

(参考) 温対法の促進区域設定にかかる基準

- 温対法上の促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従って定められる。

環境省 地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会（第1回）資料3より抜粋

促進区域設定に係る国の基準（地球温暖化対策推進法施行規則）



- 市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域を設定する必要がある。
- **国の基準**においては、**全国一律で促進区域から除外すべき区域などについて規定**。

<国の基準>

促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項	
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全部法	国立公園、国定公園 (左表①以外)	自然公園法
国立/国定公園の特別保護 地区・海域公園地区・第1種 特別地域 (①)	自然公園法	生息地等保護区の監視地区	種の保存法
国指定鳥獣保護区の 特別保護地区	鳥獣保護管理法	砂防指定地	砂防法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法	地すべり防止区域	地すべり等防止法
		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
		保安林であって環境の保全に 関するもの	森林法
		国内希少野生動植物種の生 息・生育への支障	種の保存法
		騒音その他生活環境への支障	—

論点①：認定手続の厳格化（認定申請要件関係）

【追加的論点(3)：今後のスケジュール等について】

- 認定手続の厳格化（認定申請要件化）については、事業者や自治体への影響を踏まえて、一定の周知期間を設けつつ、速やかに施行することとしてはどうか。具体的には、必要な手続を経て、2023年夏に省令やガイドラインを改正し、一定の周知期間を置いて、秋頃に施行することとしてはどうか。
- なお、入札案件については、入札参加時（事業計画提出時）ではなく認定申請までに、許認可を取得することを求める（ただし、仮に落札した場合であっても、認定申請までの間に許認可が取得できなかった場合は、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消す）こととしてはどうか。
- ただし、事業者の予見性を確保する観点から、以下の場合に限って経過措置を設定してはどうか。
 - 入札外案件：施行前に、不備なくFIT／FIP認定申請が行われたもの
 - 入札案件：入札に参加するには、事業計画受付〆切までに事業計画を提出する必要があるところ、施行前に、事業計画受付〆切が到来するもの

※ なお、経過措置の対象となる案件であっても、関係法令（条例を含む。）を遵守し、必要な許認可を適切に取得する必要があることは大前提。

(参考) 2023年度の入札実施スケジュール

令和5年度以降の調達価格等に関する意見（2023年2月）より抜粋

	2023年度				
	第16回太陽光	第17回太陽光	第18回太陽光	第19回太陽光	第3回陸上風力（・追加） 第2回着床式洋上風力 （再エネ海域利用法適用外） 第6回バイオマス
4月	入札説明会 事業計画受付(4/17)				
5月	事業計画受付〆切 (5/12) 事業計画審査〆切 (5/26) 入札募集開始 (6/5)				
6月	入札募集〆切 (6/16) 入札結果公表 (6/23)	事業計画受付(6/26)			
7月		事業計画受付〆切 (7/14) 事業計画審査〆切 (7/28)			
8月		入札募集開始 (8/7) 入札募集〆切 (8/18) 入札結果公表 (8/25)			
9月			事業計画受付 (9/25)		事業計画受付 (9/4) 事業計画受付〆切 (9/22)
10月			事業計画受付〆切 (10/13) 事業計画審査〆切 (10/27)		事業計画審査〆切 (10/6) 入札募集開始 (10/16) 入札募集〆切 (10/27)
11月			入札募集開始 (11/6) 入札募集〆切 (11/17) 入札結果公表 (11/24)		入札結果公表 (11/2)
12月					陸上風力追加入札※
2024年 1月	認定補正期限 (1/9) 認定取得期限 (1/23)			事業計画受付(1/8) 事業計画受付〆切 (1/26)	事業計画受付(1/22)
2024年 2月				事業計画審査〆切 (2/9) 入札募集開始 (2/19)	事業計画受付〆切 (2/9) 事業計画審査〆切 (2/23)
2024年 3月		認定補正期限 (3/11) 認定取得期限 (3/25)		入札募集〆切 (3/1) 入札結果公表 (3/8)	入札募集開始 (3/4) 入札募集〆切 (3/15) 入札結果公表 (3/22)
2024年 4月以降			認定補正期限 (6/10) 認定取得期限 (6/24)	認定補正期限 (9/24) 認定取得期限 (10/8)	認定補正期限 (5/20) 認定取得期限 (6/3) 認定補正期限 (10/8) 認定取得期限 (10/22)

※陸上風力発電の追加入札については、第3回陸上風力の入札容量が1.3GWを超えた場合に実施する。

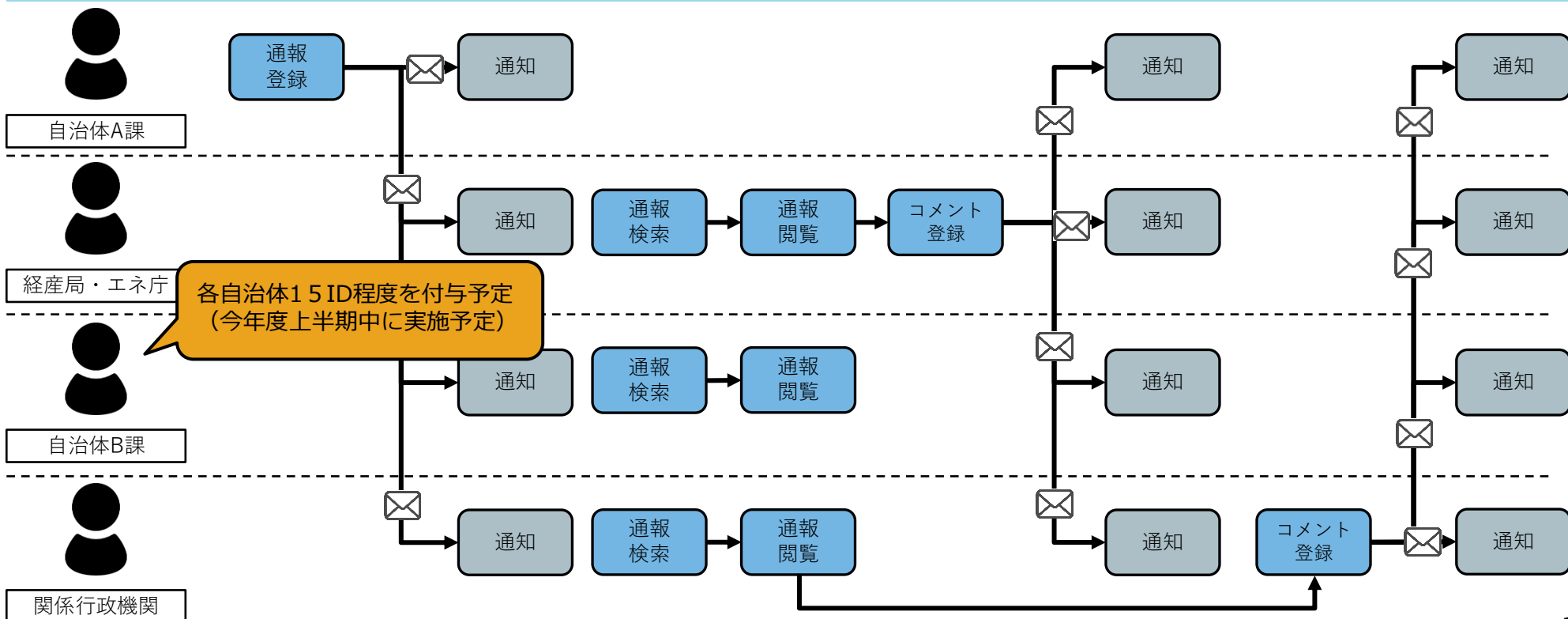
論点②：自治体との連携強化

- 今般の認定手続の厳格化により、認定申請要件となる許認可を中心に、これら許認可を所管する自治体や関係省庁などの関係行政機関と一層連携を強化する必要がある。特に、申請事業者による十分な情報提供及び経済産業省／自治体間での情報共有の更なる充実が重要。
 - そこで、例えば、事業者がFIT／FIP事業を念頭に前記①～③の関係許認可（認定手続の厳格化の対象となる許認可）の申請を行う場合は、FIT／FIP認定申請を行うに先立って再エネ業務管理システム等への仮登録を行うことにより、事業者による情報提供の十分性を確保することを検討してはどうか。
 - また、認定申請要件となる許認可は、今まで以上に円滑に許可状況を把握することが必要となるため、自治体から認定申請に対する許認可等に関する情報をエネ庁に対して共有できるようにすることを、再エネ業務管理システムを通じて行うことなどを検討してはどうか。
- (※) こうした措置により、FIT／FIP認定申請前の段階における情報共有が行われる点で、自治体などの関係行政機関との情報共有体制が拡充されることとなるが、その際には、情報の目的外利用や第三者への提供を禁止・防止するなど、適切な個人情報などの情報管理も徹底することが大前提となる。

(参考) 再エネ特措法認定システムを活用した関係法令違反通報機能

第8回再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会（2023年5月30日）より抜粋

- 再エネ特措法では関係法令遵守を求めており、違反があった場合、自治体等の関係行政機関から通報を受け、再エネ特措法に基づく指導、改善命令、認定取消の手続きを行うこととしているが、以下のような課題がある。
 - ① 関係行政機関と地方経産局との連携不足による、指導等の対応における初動の遅れ
 - ② 関係行政機関の間で、それぞれの許認可の状況を把握できない事
- 今回、自治体等の関係行政機関が連携し、法令違反時に速やかに違反の解消を促す事を目的として、再エネ特措法認定システムを活用した通報システムを構築、2023年3月より運用開始した。
- 違反に関する情報について、簡単に登録・コメントできるツールとしての運用を目指すもの。



報告：太陽光パネルの大量廃棄に向けた計画的対応

- 中間とりまとめにおいては、2030年代後半に想定される太陽光パネルの廃棄のピークに十分に対応できる計画的な対応の一内容として、①太陽光パネルの含有物質等の情報提供のあり方や、②リサイクル・適正処理に関する対応の強化に向けた検討が盛り込まれ、環境省と連携し、引き続き検討していくこととした。
- これを踏まえ、太陽光発電設備や風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに関する対応の強化に向けた具体的な方策について検討することを目的として、経済産業省及び環境省が共同で事務を行う「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を立ち上げ、2023年4月に第1回会合、5月に第2回会合を実施したところ。

中間取りまとめ 3. ii. 大量廃棄に向けた計画的対応 (抄)

(1) 太陽光パネルの含有物質等の情報提供のあり方

認定事業者に対しては、現行制度下においても、廃棄等を行う場面において含有物質等の情報を廃棄物処理業者に対して提供すること等が認定基準として求められており、解体等積立金の取戻しを行う上でも廃棄物処理業者に対して含有物質等の情報提供を行ったこと等が前提となる廃棄処理の委託契約書等の資料の提出が求められている。

この趣旨を徹底させて適正なリサイクル・処理を実施するため、認定基準として含有物質等の情報提供を求めて、認定申請の際に記載する設備情報に含有物質等の情報を含める。こうした情報が不足している場合は認定を受けることができない。

具体的な報告方法(時期・内容・対象)については、こうした点を考慮しつつ、環境省と連携し、引き続き検討していくべきである。

(2) リサイクル・適正処理に関する対応の強化に向けた検討

検討会において、制度的な対応として、「2030年代後半に想定される使用済太陽光パネル発生量のピークに合わせて計画的に対応できるよう、事業廃止後の使用済太陽光パネルの安全な引渡し・リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用」の検討が、提言として盛り込まれている。(途中略)

こうした対応の促進・円滑化に向けて、リサイクル等の制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用について、環境省とも連携して実態を把握すると共に、引き続き検討していくべきである。

(参考) 再エネ設備の廃棄・リサイクルに関するこれまでの取組と今後の方向性

第1回再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会（2023年4月24日）資料2 一部加工

これまでの取組

- 再エネ特措法の認定基準として、**発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であることを求めている**。これに基づき、事業計画策定ガイドラインにおいても、**計画的な廃棄等費用の確保と事業終了後の関係法令を遵守した上での撤去及び処分**を求めている。
- 太陽光については、2020年6月に成立したエネルギー供給強靱化法による改正再エネ特措法に基づき、**2022年7月から、10kW以上の事業用太陽光発電設備について原則外部積立を行う積立制度により費用を担保**。
- 各地方の経済産業局や自治体を通じ、事業用・家庭用のパンフレット等により**廃棄について周知を実施**。
- 太陽光パネルについては、**NEDOを通じ、リサイクルの高度化・低コスト化に向けた研究開発を行っている**。

今後の方向性

- 今国会に提出した再エネ特措法の改正法案において、
 - ① **関係法令に違反する事業者**に対しては、関係省庁・自治体で連携し、速やかに**FIT・FIP交付金による支援を一時停止**することとしており、こうした制度を厳格に運用することを通じ、**違反の解消又は適切な廃棄等を促す**。
 - ② また、**既存再エネの有効活用**の観点からは、**地域との共生と適切な廃棄を大前提に、太陽光の出力増強・更新時のルールを見直す**こととしており、長期電源化に向けた取組を進めていく。
- **太陽光発電**については、
 - ① **パネル含有物質の情報提供を再エネ特措法の認定基準に追加**する等の検討をするとともに、
 - ② 事業廃止後の使用済太陽光パネルの**安全な引渡し・リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や、必要に応じて義務的リサイクル制度の活用も含め検討**する。
- **風力発電**については、
 - ① 今後導入が進む**大型風力のブレード等のリサイクル技術開発の動向を把握し、必要な検討を行う**とともに、
 - ② **小形風車**については、事業や廃棄の実態も踏まえ、**適切な廃棄に当たって必要となる措置について検討**する。
- また、**中小水力・バイオマス・地熱**についても現状を分析し、必要な検討を行っていく。